

事務連絡

平成30年7月25日

指定地域密着型サービス事業者 各位

今治市健康福祉部

高齢介護課長

現役並み所得のある方の利用者負担割合の見直しに伴う運営規程等の変更について

介護保険法（平成9年法律第123号）及び関係政省令の一部改正に伴い、平成30年8月1日から、65歳以上で現役並み所得のある方は、介護サービスを利用した時の負担割合が3割になります。これにより、運営規程の利用料に係る条項で「1割又は2割」という表記をしている場合は、運営規程を変更する必要性が生じます。運営規程を変更した場合、本来は、変更届を提出していただく必要がございますが、この利用者負担割合の見直しに伴う変更のみの場合は、変更届の提出を不要とします。各事業所において、適切に運営規程を変更の上、変更後の運営規程を掲示、保管してください。

運営規程変更例（参考）

例1

（〇〇の利用料）**変更前**

第〇条 ……の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の支払いを受けるものとする。ただし、……

↓

（〇〇の利用料）**変更後**

第〇条 ……の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、……

例2

（〇〇の利用料）**変更前**

第〇条 ……の利用料は、法定代理受領分は介護報酬告示上の額の1割又は2割とし、法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額とする。ただし、……

↓

（〇〇の利用料）**変更後**

第〇条 ……の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、……

変更例については、運営規程の利用料の定め方として比較的多いと思われるものを例示しています。これら以外の定め方をしている場合は、内容に応じて適宜変更を行ってください。

重要事項説明書等についても、利用者負担割合に応じた額を記載する等の対応をお願いします。負担割合が変更となる利用者については、直ちに重要事項説明書等を変更し、利用者又はその家族に対し説明を行い、同意を得てください。

問合せ先
今治市 健康福祉部
高齢介護課 介護保険係
TEL : 0898-36-1526 (直通)
FAX : 0898-34-5077 (直通)